【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合を超えて対象議決権を取得し又は保有することができる者）

**第十九条の三の三**　法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者は、地方公共団体とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合を超えて対象議決権を取得し又は保有することができる者）

**第十九条の三の三**　法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者は、地方公共団体とする。

（改正前）

（新設）